## 各国公的金融機関の 異議申立手続

平成14年7月23日





- カナダ カナダ輸出開発公社(EDC)
- ドイツ 復興金融公庫(KfW)
- アメリカ 輸出入銀行(EXIM)
- イギリス 輸出信用保証局(ECGD)

# カナダ輸出開発公社(EDC) Export Development Canada

2002年1月よりCompliance Officerを設置

### Compliance Officerの目的

(1)対話促進

(2)アドバイザリー機能

(3) Compliance Audit

2002/8/6

### Compliance Officerの目的

(1)対話促進

以下の問題を取り扱い、必要に応じて対話の促 進や勧告、仲裁を行う

- ①情報公開
- ②環境リスクレビュー
- ③人権問題
- 4ビジネス倫理

## Compliance Officerの目的

(2)アドバイザリー機能 EDCに対してガイドライン関連のベスト・プラ クティスに関するアドバイスを行う

(3) Compliance Audit ガイドラインの執行状況に関するauditを行う。

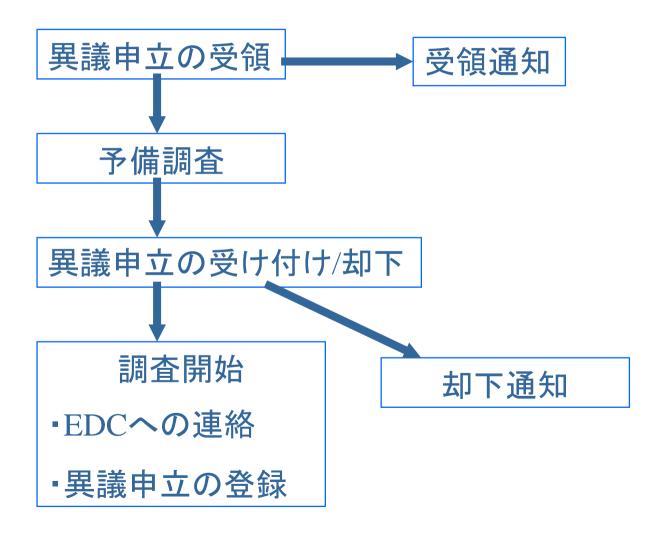
## Compliance Officerの組織上の 位置付け

独立だがEDCの中で勤務(常設機関)

現在のCompliance Officerは、弁護士出身の女性でEDCの法務部を経験するなどビジネスの経験が豊富

拘束力をもたない勧告をEDCに対して行う。

### 手続の流れ(1)



2002/8/6

### 手続の流れ(2)

調査 対話の促進 紛争解決 コンプライアンス

和解成立

和解不成立

当事者および EDC役員会への 報告

和解成立

の場合

Compliance Officerによる モニタリング



- プロジェクトにより影響を受けた、あるいは受ける可能性のある個人、集団
- 代理人による申立も可能
- 匿名による申立は不可(但し申立人の氏名は 公開されない)
- 申立は英語またはフランス語のみ可能
- 申立は書面である必要はあるが特定のフォームはない

### 情報公開

- EDCの情報公開ポリシーによる
- 対話の促進を目的とするため、ウェブサイト上で、異議申立受理/調査経過などの公開は行っていない。
- 手続経過中に関係当事者より入手した情報については、confidentialとして扱われる。

### ドイツ復興金融公庫(KfW) Kreditanstalt für Wiederaufbau の苦情処理手続

- ステークホルダーからの苦情処理については モニタリングの一環として処理
- 環境面のモニタリングユニットは投融資部門から独立し、環境問題担当役員にレポート
- 苦情にはケースバイケースでフレキシブルに対応しており、詳細なルールは存在しないが過去の例では、外部専門家を活用しつつKfW自身が調査を行っており、必要に応じて調査結果を公開している。



- 米輸銀はアメリカの情報公開法により対応
- 苦情受付後、調査の要否を検討し、必要に応じてコンサルタントを活用しつつ、現地調査等を実施
- 申立人に対しては必ず文書で回答
- 調査の結果、場合によっては貸付け・保証の停止・取り消しなどもあり得る。



- 苦情に対する窓口は原則としてExternal Relations Division
- 異議を受け付けると、必要に応じて現地調査を ECGD自らが実施
- ECGDは持続可能な開発や人権への配慮を Business Principleとして掲げており、かかる 観点からの違反があれば、外部有識者も交えた Export Guarantees Advisory Councilの場 で議論される。

2002/8/6